

議事要旨 令和7年度 第1回空家等対策協議会

次第1 開会

次第2 市長あいさつ

次第3 委員紹介

次第4 会長・副会長の選出

○会長：中重委員 ○副会長：内委員

次第5 霧島市の空家等対策について

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法及び霧島市空家等対策計画の概要について説明。
- ・霧島市空き家バンク制度について説明。
- ・霧島市空き店舗等ストックバンク制度について説明。

【主な質疑応答は次の通り】

委 員： 空き店舗等ストックバンクの登録件数は累積 91 件で、市のホームページで公開している物件は 6 件という説明であったが、空き家バンクの公開件数は何件か。

事務局： 現在、公開している物件は 34 件である。

議 長： スtockバンクバンク制度の成約件数は、何件か。

事務局： 契約に至った件数は、累計で 82 件である。

委 員： 空き家バンクについて 34 件登録されているということだが、登記された建物だけが登録可能なのか。

事務局： 空き家の名義を確認し、所有者であれば登録できる。

次第6 空家等に関する措置について

- ・管理不全空家①（牧園地区）の勧告に至る経緯について説明。
- ・管理不全空家②（溝辺地区）の勧告に至る経緯について説明。

【主な質疑応答は次に通り】

委 員： 牧園の管理不全空家について、相続人が 3 名いるとのことだが全く反応がないのか。

事務局： 相続人 3 名から何も連絡がない。

委 員： この空き家は、道路沿いで強風に煽られやすい場所にあり非常に危険である。今回、勧告を行うことで相続人が対応されることを期待する。

議 長： 勧告後の対応の流れについて説明を求める。

事務局： 勧告後、対応が見られない場合は固定資産税の住宅の減税措置を解除する。それでも対応が見られない場合は、特定空家等として「指導」「勧告」「命令」「代執行」を行うことになる。ただし、空き家の所有者等にも対応する猶予を与える必要があることから、「代執行」に至るまでには相応の時間を要することになる。

次第 7 その他

- ・市が配布している「空き家の手引き（2025年版）」「エンディングノート（令和7年度版）」「相続」の冊子について案内。

次第 8 閉会